

**国際交流基金アジアセンターとの連携プログラム
日本語パートナーズ派遣事業
募集要項**

**立命館アジア太平洋大学
アカデミック・オフィス
(2017年6月20日 第4版)**

日本語パートナーズ派遣事業について

主旨

幅広い世代の人材を ASEAN 諸国の、主として中等教育機関に派遣し、現地日本語教師と学習者の日本語学習の「パートナー」として、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、ASEAN 諸国の日本語教育を支援します。同時に、“日本語パートナーズ”自身も現地の言語や文化についての学びを深め、ASEAN 諸国と日本の架け橋となることを目標とします。

(「日本語パートナーズ」URL より: <http://jfac.jp/partners/overview/>)

活動内容

現地との協議を通じて決定しますが、予定されている主な活動は以下の通りです。

1. 現地日本語教師が行う授業への協力
2. 授業の教材作成等への協力
3. 授業や課外活動における生徒との交流（日本語での会話、文化活動への協力等）
4. 派遣される国の国際交流基金海外拠点が実施する日本語教育事業への協力。
5. その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等
(「日本語パートナーズ」URL より: http://jfac.jp/partners/apply/guideline_h2804/)

求める人材像

「日本語パートナーズ」は、留学や海外旅行とは異なり、「公務」を行うために派遣されるものです。派遣先の方々と一緒に協力しながら活動を行うことが求められるとともに、教壇に立つ者としての自覚と責任感を持って、自発的、能動的に行動しなければなりません。

また、言葉はもちろん、宗教や習慣等も異なる生活環境では、お互いの考え方の相違や困難に直面することもあります。現地の生活や行動様式、文化を学ぼうとする好奇心に加え、謙虚な姿勢かつ前向きに問題解決に取り組める人物が望ましいと考えています。

応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、アジアと日本の架け橋となる志をもっていること
- (2) 現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶりなど）に対応できること
- (3) 国際交流基金が指定する日時点で、満 20 歳から満 39 歳であること（次頁以降参照）
- (4) 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- (5) 日常英会話ができること（英語で最低限の意思疎通が図れる程度）
- (6) 国際交流基金が指定する派遣前研修全日程（合宿形式）に参加できること
- (7) SNS、ウェブサイト等を活用して本事業の広報や活動についての情報発信に協力できること
- (8) 基本的なパソコン操作ができること（メールの送受信、簡単な文書や資料の作成等）
- (9) 心身ともに健康であること
- (10) その他、本要項に記載の学内選考の要件を満たしていること。

派遣前研修及び参加費用について

- ・ 現地への派遣前に、指定の研修機関にて約 1 ヶ月間、現地語、日本語教授法、危機管理等の研修を受けます。
- ・ 国際交流基金は、滞在費(月額 12 万円程度)、往復航空券、赴任の国内交通費、赴任の支度料、教材・教具の支給・貸与、現地語研修手当を支給します。また現地住居も提供されます。(詳細は

APU から推薦するプログラムについて

今回募集する日本語パートナーズは、以下 2 種類の異なるパターンがあります。次のページ以降で派遣状態の違い等をよく確認してから、間違いの無いように申請してください。

1. 在学派遣プログラム (単位付与有) 【インドネシア 9 期】★募集中★
2. 休学派遣プログラム (単位付与無) 【タイ 6 期】★募集終了★

いずれのプログラムも、APU 学内で定めた募集期間に申請した学生に対して、APU が審査を行い、推薦者を決定します。国際交流基金は APU からの推薦を受け、面接等の選考の上、派遣者を最終的に決定します。

●2. の休学派遣プログラム (タイ 6 期) は、今回の申請期間とは別に、国際交流基金に直接申し込むことも可能です。その場合、申請日程等は国際交流基金のウェブサイト等で各自確認してください。休学をして、インドネシア 9 期に参加することはできません。インドネシア 9 期に参加したい場合は、必ず今回募集する在学派遣プログラムに申請をしてください。

●インドネシアについては、日本語パートナーズ・インドネシア 10 期 (派遣期間 2018 年 9 月～2019 年 3 月) のプログラムも予定されています。派遣期間がインドネシア 9 期とほぼ同じ期間ですが、インドネシアでの日本語パートナーズプログラムに休学での参加を検討している場合も一般応募となりますので、申請日程等は国際交流基金のウェブサイト等で各自確認してください。

募集ガイダンス

- ・ 2017 年 6 月 7 日 (水) 14:15-15:00 (場所 F205) 途中参加可能 ★終了★
- ・ 2017 年 6 月 13 日 (火) 16:00-16:45 (場所 F107) 途中参加可能 ★終了★
- ・ 2017 年 6 月 29 日 (木) 16:00-16:45 (場所 F111) 途中参加可能
- ・ 募集ガイダンスへの参加は、申請するにあたり必須ではありません。授業と重複する場合、授業への出席を優先させてください。募集ガイダンス以外でも、アカデミック・オフィスにてご質問にお答えしますので、早めに窓口にお問い合わせください。

日本語パートナーズ事業に関する問い合わせ先

【学内選考に関わる問い合わせ】

- ・ アカデミック・オフィス B 棟 1 階
- ・ TEL 0977-78-1101 / FAX: 0977-78-1102
- ・ 担当者: アカデミック・オフィス 三輪、伊東 (Email: hi-miwa@apu.ac.jp)

【その他の問い合わせ】

- ・ 国際交流基金アジアセンター日本語事業第 2 チーム
- ・ 〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-13-6
- ・ 電話: 03-5369- 6136 / FAX: 03-5369- 6036
- ・ E メール: nihongopartners@jpf.go.jp

1. 日本語パートナーズ 在学派遣プログラム 募集概要 ★募集中★

募集プログラム:	日本語パートナーズ 在学派遣プログラム インドネシア 9 期	
申請要件:	<ul style="list-style-type: none"> ・ P.1 の応募要件を満たすこと。 ・ 満 20 歳から満 39 歳であること (2017/10/12 時点) ・ 申請時から派遣終了まで(2017 春～2018 秋セメスター)、APU に在学している学生 ・ 派遣時(2018 秋セメスター)に、卒業該当セメスター生でないこと。 	
推薦人数:	10 名程度	
派遣前研修:	2018 年 2 月 18 日(日) ～ 3 月 17 日(土)(予定) @立命館アジア太平洋大学 (※APU 生は自宅から通学)	
派遣期間:	2018 年 8 月 ～ 2019 年 3 月(予定)	
帰国報告会	派遣期間終了後 2 ヶ月以内に基金が実施する帰国報告会に参加 (必須)	
科目名	特殊講義(言語教育科目) 【開講言語:日本語】	
単位数	上限 16 単位 (「特殊講義(言語教育科目)」2 単位×8 科目分)	
成績評価	P/F 評価 (2018 年度秋セメスター科目)	
担当教員	住田 環 准教授(言語教育センター)	
学籍状態	通常(セメスターは進行します。派遣中も授業料の支払が必要です)	
学内募集日程:	2017 年	
	募集開始	6 月 7 日(水)
	説明会	6 月 7 日(水) 14:15-15:00 (場所 F205) 6 月 13 日(火) 16:00-16:45 (場所 F107)
	募集締切り	7 月 12 日(水) 16:30
	面接 (APU 学内)	7 月 17 日(月) -19 日(水) ※授業が無い時間の予定は空けておいてください。
	推薦決定	7 月 24 日(月)
	書類提出 (推薦決定者のみ。APU が送付)	7 月 27 日(木) 国際交流基金必着
基金での選考:	面接 (東京、または大阪)	8 月上旬
	(※7 月中旬までに本人に通知)	* 授業との重複に特別配慮はありません。
	選考結果通知	2017 年 8 月中旬に本人に通知

申請方法

アカデミック・オフィス (B 棟 1 階) 内の提出 BOX に期日 (7 月 12 日(水)16:30) までに投函。

提出物 ※Campus Terminal の募集に関するメッセージの添付データより 1,4,5 をダウンロードして下さい。

1. 応募用紙一式
2. 在学証明書(日本語) 1 通 (スチューデント・オフィス前 or ライブラリーの自動発行機で発行可能)
3. 推薦状 1 通 (指定様式)
※推薦される学生の推薦状は APU で作成しますので、提出は不要です。
4. 健康診断個人票および健康自己申告書
※指定様式にしたがい、各自医療機関で受診してください。
(APU の定期健康診断の内容と異なりますので、必ず受診してください。)

別府市では以下の 2 機関で受診が可能です。

①大分県厚生連健康管理センター (<http://www.ok-kenkou.com/>)

大分県別府市大字鶴見 4333 番地 平日のみ 受付は 8:00~10:00

※①で受診する場合は、APU ヘルスクリニックを通して予約が可能です。ヘルスクリニックを通して事前に検診内容も伝えることができるので、受診と健康診断個人票の受取がスムーズになります。

②OHC 大分総合検診センター (<http://www.ohc-oita.jp/>)

大分県別府市北石垣深町 851 平日午後や土曜日も受診可 事前の予約が必要。

2. 日本語パートナーズ 休学派遣プログラム 募集概要 ★募集終了★

募集プログラム:	日本語パートナーズ 休学派遣プログラム タイ 6 期	
申請要件:	<ul style="list-style-type: none"> ・ P.1 の応募要件を満たすこと。 ・ 満 20 歳から満 39 歳であること (2017/10/12 時点) ・ 申請時(2017 春 Semester)、APU に在籍している学生 ・ 申請時(2017 春 Semester)、卒業該当 Semester 生 (8 セメ〜) も申請可 (派遣は APU 卒業後となります) 	
推薦人数:	最大 2 名	
派遣期間:	2018 年 5 月 ~ 2019 年 3 月(予定)	
派遣前研修:	2018 年 3 月 25 日~4 月 21 日 (@国際交流基金日本語国際センター) ※研修所までの往復旅費 (国内移動のみ) を支給、宿泊施設、食事の提供 (or 食費の一部補助) あり	
帰国報告会	派遣期間終了後 2 ヶ月以内に基金が実施する帰国報告会に参加 (必須)	
単位数:	単位は付与されません。	
学籍状態:	休学 (Semester が進行しません。休学期間中の授業料の支払はありません) ※派遣時に既に卒業している場合、本項目は関係ありません。	
学内募集日程:	2017 年	
	募集開始	6 月 7 日(水)
	説明会	6 月 7 日(水) 14:15-15:00 (場所 F205) 6 月 13 日(火) 16:00-16:45 (場所 F107)
	募集締切り	6 月 20 日(火) 16:30
	面接 (APU 学内)	6 月 22 日(木) -23 日(金) ※授業が無い時間の予定は空けておいてください。
	推薦決定	6 月 26 日(月)
	書類提出 (推薦決定者のみ。APU が送付)	6 月 28 日(水) 国際交流基金必着
基金での選考:	面接 (東京、または大阪)	7 月 5 日(水)~7 月 7 日(金)
	(※7 月 1 日までに本人に通知)	* 授業との重複に特別配慮はありません。
	選考結果通知	7 月 13 日(木) までに本人に通知

申請方法

アカデミック・オフィス (B 棟 1 階) 内の提出 BOX に期日 (6 月 20 日(火)16:30) までに投函すること。

提出物※Campus Terminal の募集に関するメッセージの添付データより 1,4,5 をダウンロードして下さい。

1. 応募用紙一式
2. 在学証明書 (日本語) 1 通 (スチューデント・オフィス前 or ライブラリーの自動発行機で発行可能)
3. 推薦状 1 通 (指定様式)
※推薦される学生の推薦状は APU で作成しますので、提出は不要です。
4. 健康診断個人票および健康自己申告書
※指定様式にしたがい、各自医療機関で受診してください。
(APU の定期健康診断の内容と異なりますので、必ず受診してください。)
別府市では以下の 2 機関で受診が可能です。
①大分県厚生連健康管理センター (<http://www.ok-kenkou.com/>)
大分県別府市大字鶴見 4333 番地 平日のみ 受付は 8:00~10:00
※①で受診する場合は、APU ヘルスクリニックを通して予約が可能です。ヘルスクリニックを通して事前に検診内容も伝えることができるので、受診と健康診断個人票の受取がスムーズになります。
②OHC 大分総合検診センター (<http://www.ohc-oita.jp/>)
大分県別府市北石垣深町 851 平日午後や土曜日にも受診可 事前の予約が必要。
5. 和文・英文略歴書 (和文・英文ともに必要)

＜応募の際の注意事項＞（在学派遣プログラム・休学派遣プログラム共通）

- ① 職歴や海外渡航歴等、応募用紙に書ききれないものについては、適宜別紙（A4 用紙 1 枚程度）に記載してください。
- ② 提出書類一式は返却しませんので、必ず応募者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいてください。
- ③ 提出書類作成、健康診断の受診費用等はすべて応募者の負担とします。

＜推薦後の流れ＞

内定

- ア. 選考終了後、内定候補者に対しては、選考結果通知とあわせて「内定受諾書」が送られます。この「内定受諾書」の返送をもって内定の受諾または辞退の意思を確認します。
- イ. 内定を受諾した場合は「内定者」となり、様々な渡航手続きを開始します。内定を受諾した後に辞退することは出来ません。渡航手続きでは、戸籍抄本や各種書類、証明写真等の提出や派遣にかかる文書のやり取りを行います。渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、国際交流基金からの書類送付先は国内に限ります。
- ウ. 内定者には、合意書締結を行う段階で、派遣先に関する情報を提供します。派遣地や派遣先機関は、国際交流基金及び基金海外拠点等が決定します。内定者が選ぶことはできません。
- エ. 派遣先機関の状況によっては、以下の能力・経験等を考慮して配置する場合があります。
 - ・ 現地語ができる方
 - ・ 仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験がある方
 - ・ 日本語教育の知識や経験がある方

派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活、活動に必要な現地語の習得、及び任地事情、現地日本語教師への協力方法などの知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、また、すべての研修プログラムを修了しなければ、“日本語パートナーズ”としての派遣は行いません。

在学派遣プログラムと休学派遣プログラムの主な違い

	在学派遣プログラム★募集中★	休学派遣プログラム★終了★
学籍状態	「通常」 セメスターが進行します。通常の学費を支払う必要があります。派遣期間中は、APU の他の科目を履修することはできません。	「休学」 休学の手続きを各自で行う必要があります。セメスターは進行しませんので、派遣期間にあたるセメスターの授業料支払いはなく、在籍料のみを納めます。
単位	上限「16 単位」 セメスターは進行しますが、2018 年度秋セメスターの登録科目として「特殊講義（言語教育科目）」が上限 16 単位付与されます。	「なし」
実習期間中の提出物	国際交流基金が指定する報告書に加え、大学に提出する月次レポート、報告書などが必要です。	中間報告書、総合報告書等国際交流基金が指定する報告書を、国際交流基金に提出する必要があります。
派遣前研修	APU で実施されます。	国際交流基金関西国際センター（大阪）あるいは、国際交流基金日本語国際センター（埼玉）で受ける必要があります。
実習内容	どちらも同じ内容です。	どちらも同じ内容です。

待遇

国際交流基金の規程に基づき滞在費、往復航空券（ディスカウントエコノミー）、旅費等の支給と住居の提供を行います。

(1) 滞在費

【インドネシア 9 期】 月額 120,000 円程度（所得税引後）

【タイ 6 期】 月額 120,000 円程度（所得税引後）

※派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて国際交流基金が定めた額です。

※国際交流基金の規程が改定された場合、滞在費の額が増減することがあります。

※滞在費は源泉徴収の対象になります。

(2) 住居提供

国際交流基金が住居を提供

※“日本語パートナーズ”が手配したり、選択したりすることはできません。

※住居賃料は基金が負担します。

※光熱費、通信費等は“日本語パートナーズ”が滞在費から支弁することになります。

(3) 往復航空券

日本と任地の往復航空券（ディスカウントエコノミークラス）を支給

(4) 赴任の際の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの交通費（順路直行）を支給

(5) 赴任の際の支度料等

支度料（赴任時のみ）、移転料、着後手当を支給

(6) 業務に必要な教具等

国際交流基金が業務上必要と認める教材、機材は基金が用意し現物支給、もしくは貸与

(7) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給

(8) 海外旅行保険

基金が以下の補償内容の海外旅行保険への加入を手配します。

傷害死亡保険金 最高 5,000 万円

傷害後遺障害保険金 最高 5,000 万円

治療・救援費用保険金 最高 5,000 万円

疾病死亡保険金 最高 3,000 万円

※なお、既往症（出発前にかかったことのある病気・けが）、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病、自動車等の運転による傷害等にはこの保険は適用されません。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。

※国際交流基金は保険会社から実際に支払われる補償額を超える措置はできません。

注意事項

1. 内定から派遣までの留意事項

以下に該当する場合には、内定取消しまたは派遣中止とする場合があります。

- (1) 内定から本邦出発日までの間に、病気、怪我及び体調不良等により派遣先での業務が困難と国際交流基金が判断した場合
- (2) 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に対する適性が不十分であると基金が判断した場合
- (3) 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合

2. “日本語パートナーズ”の義務と派遣条件

“日本語パートナーズ”は、以下の義務と派遣条件を守らねばなりません。

- (1) 国際交流基金の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国、地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の趣旨に専念し、滞在を他の目的（宗教的あるいは政治的目的等）に利用しないこと
- (5) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後 2 ヶ月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (6) 派遣期間中は国際交流基金の許可なくして派遣先国を離れないこと
- (7) 期日までに活動報告書を提出すること

3. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

4. 個人情報に関して

- (1) 派遣事業実施のため、“日本語パートナーズ”の氏名、性別、生年月日、自宅住所、略歴、所属機関、派遣前研修期間等に関する情報を、派遣先機関、派遣先の日本大使館、関連各公館及び日本国外務省等関係機関に提供します。
- (2) 採否審査のため、提出書類を外部有識者等に提供することがあります。
- (3) 提出書類に記入のある連絡先に、他の国際交流基金事業についてご案内をお送りすることがあります。
- (4) “日本語パートナーズ”の氏名、性別、所属機関、派遣期間等に関する情報により統計資料を作成し基金年報、事業実績、ウェブサイト等に掲載するために利用します。
- (5) 本事業広報及び事業報告のために、“日本語パートナーズ”の写真、動画等をウェブサイトや SNS 等の媒体に掲載することがあります。
- (6) 上記以外の理由で応募に際していただいた個人情報を使用することはありません。

5. 休学手続きについて（休学派遣プログラムのみ）

- ・ 休学派遣プログラムは、「休学」を活用した派遣プログラムです。派遣が確定した場合、各自、スチューデント・オフィスにて休学手続きを行ってください。

6. 授業と面接日の重複について

- ・ APU からの推薦後、国際交流基金によって行われる東京あるいは大阪での面接は、公欠扱いにはなりません。授業と面接日程が重複する場合でも、特別な配慮はできませんのでご注意ください。